


◇ 研修の受講義務(一事業年度 36 時間以上)を履行しましょう！

※研修受講管理システムにログインし、定期的に受講時間の確認をしましょう！

令和 2 年 5 月 22 日

企画	中小企業対策部	受講認定時間	1 時間	実施形態	 個別ライブ配信
----	---------	--------	------	------	---

(緊急開催) 中小企業支援施策研修会

第 1 部 「持続化給付金」申請に係る最新情報

近畿経済産業局から講師をお招きし、税理士が行う持続化給付金の申請サポート、給付要件や申請・給付のスケジュール等の最新情報をご説明いただきますので、是非ご受講ください。

新型コロナウイルス感染症関連事業

第 2 部 大阪府休業要請外支援金について

大阪府から講師をお招きし、「休業要請外支援金」(令和 2 年 5 月 27 日から申請受付開始予定)の概要、申請方法及びよくあるお問合せ等について、ご説明いただきますので、是非ご受講ください。

休業要請外支援金(府単独支援金)の概要 ※現在検討中

対 象	「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の対象※になっていない事業者で、次の①～③のすべてを満たす事業者 ①大阪府内に事業所を有していること(府外に本社がある中小法人も対象) ②令和 2 年 4 月、又は 4 月と 5 月を平均した売上(収入)が前年同期比で 50%以上減少していること ③休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の支給対象でないこと ※大阪府が休業要請(時間短縮など部分的なものを含む)をして、それに応じてくれた府内の中小企業・個人事業主
支給額	中小法人(中小企業・NPO 法人等)： 2 事業所以上持つ場合は定額 100 万円、1 事業所あたり定額 50 万円 個人事業主： 2 事業所以上持つ場合は定額 50 万円、1 事業所あたり定額 25 万円

- 配 信 日 令和 2 年 5 月 27 日(水)
- 配 信 時 間 第 1 部 13:30~14:00 (受講認定: 1 時間)
第 2 部 14:00~14:30
- 受 講 対 象 本会税理士会員(本人)に限る。
- 受 講 料 無 料
- 視 聴 方 法 裏面参照(※事前申込不要)
- 講 師 第 1 部 近畿経済産業局担当官
第 2 部 大阪府担当者



本研修会は、パソコン等を使って、事務所等でインターネット回線を通じてリアルタイムで視聴できる「個別ライブ配信」により実施します。



本研修会はビデオ収録を予定しております。研修会終了後、「会員専用ホームページ」に掲載します。

(裏面に続く)

■ 視聴（受講）方法：開催日当日、次の手順により視聴いただけます。（事前申込不要）

	<p>(1) 「近税パソネット」にアクセスします。</p> <p>検索サイト google 等で検索する。 <input type="text" value="近畿税理士会"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>(2) 「税理士の方へ」をクリックします。</p> <p>(3) ユーザーID：登録番号 <small>※先頭の「0」（ゼロ）は不要です。</small> パスワード：（初期）生年月日（西暦）</p>						
	<p>(4) 「個別ライブ配信はこちらへ」をクリックします。</p> <p>※「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修／テキスト」に移動します。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>5月27日</td> <td>1</td> <td>(緊急開催) 中小企業支援施策研修会【第1部】「持続化給付金」申請に係る最新情報【第2部】新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について</td> <td>【第1部】近畿経済産業局担当 【第2部】大阪府担当者</td> <td>当日掲載予定</td> <td>個別配信</td> </tr> </table>	5月27日	1	(緊急開催) 中小企業支援施策研修会【第1部】「持続化給付金」申請に係る最新情報【第2部】新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について	【第1部】近畿経済産業局担当 【第2部】大阪府担当者	当日掲載予定	個別配信	<p>(5) 「（緊急開催）中小企業支援施策研修会【第1部】「持続化給付金」申請に係る最新情報【第2部】新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について」の動画欄にある「個別配信」をクリックします。</p> <p>※研修受講に際して、研修会資料欄にある「当日配布資料」（PDF）をダウンロードしてください。</p>
5月27日	1	(緊急開催) 中小企業支援施策研修会【第1部】「持続化給付金」申請に係る最新情報【第2部】新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について	【第1部】近畿経済産業局担当 【第2部】大阪府担当者	当日掲載予定	個別配信		
<p>Skype 会議ブロードキャスト</p> <p>ゲストとして会議*（緊急開催）中小企業支援施策研修会 新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金についてに参加しようとしています</p> <p><input type="button" value="イベントに参加"/></p> <p>【推奨環境（ブラウザ）】 Internet Explorer11、Chrome35以降、Firefox、Safari等の最新版 ※Windows10上のInternet Explorer11、Firefoxバージョン41以前、およびMac上のSafariにはAdobe Flashが必要です。</p>	<p>(6) Skype 会議ブロードキャスト内の「イベントに参加」をクリックします。</p> <p>※配信前にアクセスされた場合「メディアはまだ開始されていません」と表示されます。開始時間（30分前）になりましたら、再度アクセスされるか、ブラウザを更新してください。</p>						

○研修受講時間の認定申請方法《研修受講管理システム》

	<p>「自己申請」をクリックし、（プルダウンで表示された）「マルチメディア受講認定申請」もしくは、「マルチメディア研修（当会）」をクリックし、研修受講時間の認定申請を行います。</p> <p>※研修会確認コードは空欄のままです。申請してください。</p>
--	---

- 税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない(会則第59条第1項)。
- 税理士会員は、本会、連合会等が実施する研修を一事業年度に合わせて36時間以上受講しなければならない(研修規則第5条第1項)。
- 本会は、税理士会員の受講時間その他の研修受講義務の履行等に関する情報を公表する(研修規則第10条第1項)。